

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年2月28日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

松 峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

東宇治地区コミュニティ推進協議会（以下、「東宇治推進協議会」という。）が指定管理者を務める宇治市東宇治コミュニティセンター及び槇島地区コミュニティ推進協議会（以下、「槇島推進協議会」という。）が指定管理者を務める宇治市槇島コミュニティセンターの管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、次の点に着眼し実施した。

- (1) 施設は関係法令、協定等に基づき適正に管理運営が行われているか
- (2) 指定管理料の会計処理等は適正に行われているか
- (3) 指定管理者の指定は関係法令等に基づき適正に行われているか
- (4) 指定管理料は適正に算定されているか
- (5) 指定管理者に対する適切な指導が行われているか

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部市民協働推進課、東宇治推進協議会及び槇島推進協議会における公の施設の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和3年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年12月1日から28日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年1月31日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 指定管理者の概要

1 目的及び設立

(1) 東宇治推進協議会

「地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって人間性豊かな地域社会づくりに寄与すること」を目的として設立された。

設 立 平成4年8月11日

(2) 槇島推進協議会

「地域の住民のふれあいを基礎とし、地域の環境整備ならびに住民を主体とした文化活動の高揚と福祉の増進に努め、人間性豊かな地域社会づくりをめざすこと」を目的として設立された。

設 立 平成11年9月11日

2 事業

その目的を達成するために、規約に基づき、次の事業を実施している。

(1) 東宇治推進協議会

- ・センターの管理運営に関すること。
- ・住民自治の振興に関すること。
- ・住民相互の交流や連帯に関すること。
- ・各種団体活動の支援に関すること。
- ・関係行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。
- ・生活環境の向上に関すること。
- ・その他推進協議会の目的達成に必要な事項

(2) 槇島推進協議会

- ・住民相互の交流や親睦に関すること。
- ・住民の福祉の増進に関すること。
- ・生活環境の整備向上に関すること。
- ・各種団体活動の支援に関すること。
- ・関係行政機関及び各種団体との協議協力に関すること。
- ・コミュニティセンターの管理運営ならびに推進協議会が所有する資産に関すること。
- ・その他推進協議会の目的を達成するために必要な事業

3 組織

(1) 東宇治推進協議会

①役員

会長1名、副会長4名、常任委員8名、事務局長1名、会計1名、

会計幹事 2 名

②意思決定機関

総 会 最高議決機関 規約及び規則の制定改廃、役員の変更、活動方針、
事業計画、予算・決算等

役員会 事業の立案、実施計画、総会に提出する議案に関する事項等

三役会 会の庶務ならびに日常業務などについて協議

委員会 ア まちづくり推進委員会、イ 福祉社会推進委員会、
ウ 文化体育推進委員会、エ 広報推進委員会

(2) 榎島推進協議会

①役員

会長 1 名、副会長 4 名以内、館長 1 名、会計 1 名、会計監事 2 名以内、
事務局長 1 名、委員会委員長 4 名

②意思決定機関

総 会 最高議決機関 規約の制定改廃、役員の変更、事業計画・予算等

役員会 規則の制定改廃、役員の選挙に関する事項、事業の立案・事業報告
に関する事項、予算・決算に関する事項、総会に関する事項、資産
及びその管理に関する事項等

三役会 会の庶務ならびに日常業務の執行などについて協議

委員会 ア まちづくり推進委員会、イ 福祉社会推進委員会、
ウ 文化推進委員会、エ 広報推進委員会

4 所在地

東宇治推進協議会 宇治市五ヶ庄三番割 36 番地の 5

榎島推進協議会 宇治市榎島町大川原 27 番地の 5

第 7 監査対象施設の概要

1 宇治市東宇治コミュニティセンター

(1) 施設

ア 所在地 宇治市五ヶ庄三番割 36 番地の 5

イ 開 館 平成 4 年 11 月 15 日

ウ 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建

エ 敷地面積 1,543.52 m²

オ 建築面積 549.33 m²

カ 延床面積 1,493.03 m²

キ 施設内容 図書館、大会議室(2階)、料理教室、和室1、和室2、事務室、大会議室(3階)、舞台、交流ロビー、創作室、小会議室、行政サービスコーナー、倉庫、玄関、湯沸室、便所、キュービクル・室外機置場、廊下、エレベーター、駐輪場、物置

(2) 業務

ア 施設の管理に関すること

イ 施設及び設備の維持管理に関すること

ウ 「市民の声」投書箱の設置運營業務

エ その他市長が定める業務

(3) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 指定管理者選定方法 非公募

(5) 利用実績(貸館状況) 令和3年度 2,777人(令和2年度 2,932人)

2 宇治市槇島コミュニティセンター

(1) 施設

ア 所在地 宇治市槇島町大川原27番地の5

イ 開館 平成11年11月21日

ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建

エ 敷地面積 1,276.00 m²

オ 建築面積 437.00 m²

カ 延床面積 751.50 m²

キ 施設内容 大会議室、交流ロビー、料理教室、事務室、行政サービスコーナー、小会議室、創作室1、創作室2、ホール、和室1、和室2、資料室、バルコニー、倉庫、水屋、エレベーター、玄関、湯沸室、便所、機械室、廊下

(2) 業務

ア 施設の管理に関すること

イ 施設及び設備の維持管理に関すること

ウ 「市民の声」投書箱の設置運營業務

エ その他市長が定める業務

(3) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 指定管理者選定方法 非公募

(5) 利用実績(貸館状況) 令和3年度 1,335人(令和2年度 1,419人)

第8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、市民協働推進課の指導のもと改善されたい。市民協働推進課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 市民協働推進課・東宇治推進協議会

(1) 指定の手續について

適正に処理されていた。

(2) 施設の管理運営について

消防訓練が未実施であった。実施されるよう努められたい。

(3) 会計処理について

支出帳票の作成及び支出未済金の取扱について、会計規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

2 市民協働推進課・槇島推進協議会

(1) 指定の手續について

適正に処理されていた。

(2) 施設の管理運営について

消防訓練が未実施であった。消防計画を作成され、消防訓練を実施されるよう努められたい。

(3) 会計処理について

予算の流用及び支出未済金の取扱について、会計規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。